

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。

暮らしの安心のためには、自ら備える「自助」、地域でお互いに助けあう「共助」、公的な福祉サービスなどによる「公助」の3つの視点が必要です。高齢者や障害者など何らかの支援を必要とする人を支えるためには、公的な福祉サービスで対応する「公助」が原則であり、よりよい制度づくりを進めていくべきことは言うまでもありませんが、「公助」だけでは十分にカバーできない領域のあることも事実です。

地域福祉は、日常生活の中で何らかの支援が必要な人を、地域を基盤として包み込み、支えていく「共助」のしくみが中心となります。対象は一部の人ではなくすべての住民であり、その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会、専門機関、事業者、ボランティアといった多くの人・組織などの役割分担と協働が大切になります。

「地域福祉計画」は、このしくみづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的・計画的・効果的な推進を図るもので

(2) 計画策定の背景

かつて我が国では、近隣住民どうしの顔の見える関係に基づく相互扶助の精神により人々の暮らしは支えられてきましたが、家族形態の変化や人々の暮らし方、働き方の多様化、生活圏域の広域化などが進行し、地域社会の連帯感が希薄化するなかで、地域社会に代わって行政の福祉サービスがさまざまな福祉分野の支援を行うようになってきました。

公的な福祉サービスは高齢・障害・児童などの分野ごとに整備され、介護保険サービス、障害福祉サービスの充実など、その質・量の充実が図られてきましたが、その反面、公的な福祉サービスの対象とならない「制度の谷間」にある課題や、また複合多問題を抱えた家庭への対応など、従来の公的サービスだけでは対応しきれない課題があることが明らかになってきています。

このような社会状況の中で、誰もが安心して暮らせ、すこやかな次世代を育むことができる地域社会を実現するためには、公的な福祉サービスの充実・整備を図るとともに、地域にある生活課題を自らにも起こりうる問題として認識し、地域住民がともに支えあい、助けあう社会を形成しなければなりません。

こうした中、社会福祉の基本的な事項を定める「社会福祉事業法」が平成12年に「社会福祉法」として改正され、その中で「地域福祉の推進」が明確に位置づけられました。社会福祉法は、差異や多様性を認めあい、地域住民相互の連帯や心のつながりを築く「ソーシャル・インクルージョン」という考え方を示し、すべての人が身近な地域社会の中で疎外されることなく、地域のあらゆる活動へ参加・参画することのできる社会の実現を目指しています。さらに平成20年3月には、国において「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」が発表され、この中で、地域の課題の解決のために公的サービスだけでなく、地域における「新たな支えあい」の確立の重要性が謳われています。

こうした中、平成23年3月11日に発生し、各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、地域福祉におけるさまざまな課題を改めて再考させられる機会となりました。地域の支えあいやコミュニティの大切さの再認識により、日頃から地域とつながりを持つことで「地域の防災力」を高める取り組みが見直され、災害ボランティアや復興支援活動などを通じて、新しい世代のボランティアの活躍やさまざまな地域支援の形が生まれてきました。

また、いわゆる「団塊の世代」といわれる人々が退職年齢に達するなど、多くの元気な高齢者が職場から地域に生活の中心を移したことにより、新たな地域福祉の担い手としての期待が高まっています。従来の地縁に基づく組織活動への参加をはじめ、ボランティアやNPOといったテーマや目的を持った組織による活動も活発化しており、さまざまな組織の強みを活かした協働による相乗効果を生み出すことが期待されています。さらに、住み慣れた地域で自己実現をしたいというニーズの高まりから、地域に関心のある個人としてのボランティア活動の場の提供・創出なども求められています。

いずれにしても、こうした住民が主体的に福祉活動に参加することで、生きがいや社会的役割を持つことができ、より豊かな生活につながることが期待されています。

本市の地域福祉の取り組みは、昭和63年策定の第1期の「東大阪市地域福祉計画」を皮切りに、平成16年に「東大阪市新地域福祉計画」を策定し、地域福祉にかかる施策を推進してきました。平成21年3月には、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる 安心と活力の福祉コミュニティの実現」を理念とする「東大阪市第3期地域福祉計画」を策定し、さまざまな施策や事業を展開してきました。

しかしながら、長引く不況により非正規雇用の増加や若年層の雇用悪化など、経済的に不安定な状況が進み、生活困窮に至るリスクの高い人がさらに増加しています。また、少子高齢化は一層進行し、世帯構造の変化による世代を問わない単身世帯の増加は、子育てや介護をしている家庭の孤立化や社会的弱者に対する虐待、ひきこもり、配偶者などへの暴力、孤立死など新たな社会問題を引き起こしており、地域の生活課題を支えるための「地域の福祉力」の一層の強化が求められています。

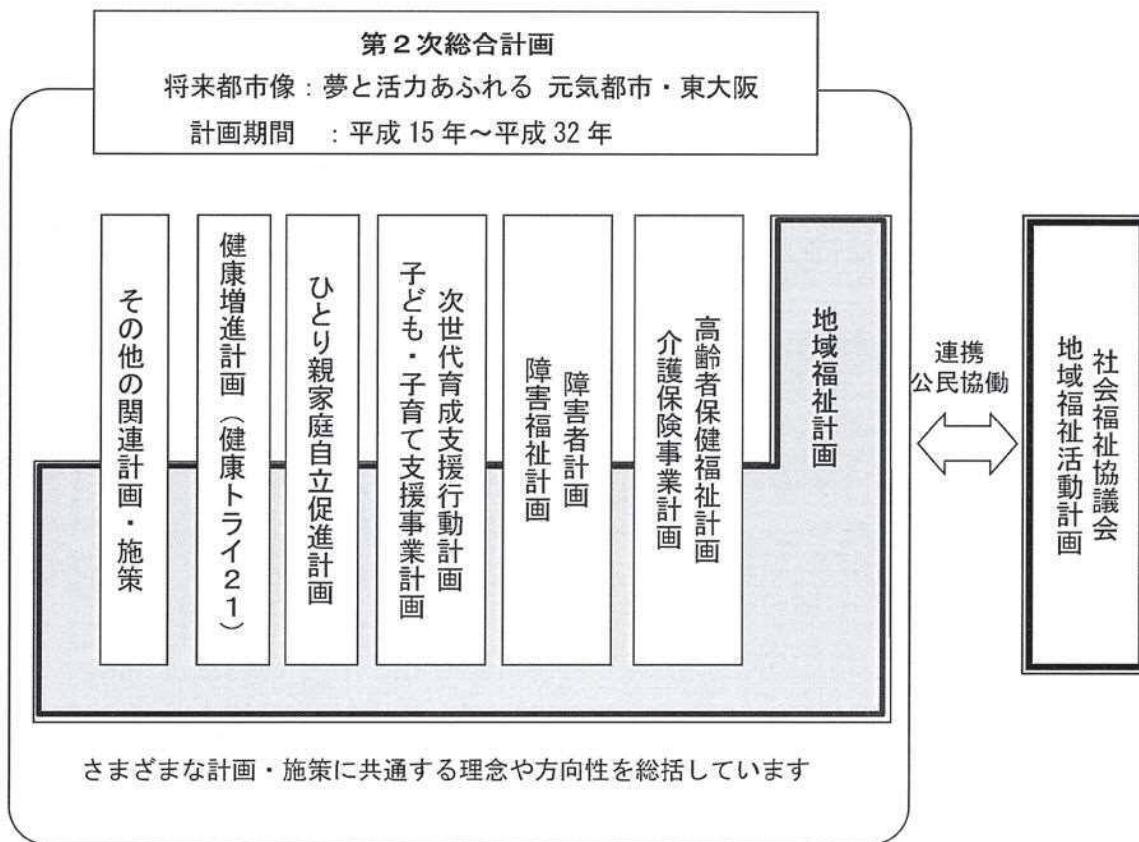
そこで、こうした環境の変化や新たな法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、これまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々による助けあいや支えあい、住民・地域・行政などの協働による取り組みなど、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すため、「東大阪市第4期地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するものです。

本市では、「東大阪市第2次総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、健康増進などの保健・福祉の分野だけでなく、地域防災や教育、施設整備にかかるバリアフリーなどさまざまな分野において、個別の計画や法令・指針などに基づいて施策や事業の具体化に取り組んでいます。本計画はそれぞれの個別の分野で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、その事業の展開に共通する理念や方向性を総括するものです。

また、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられている社会福祉協議会においても、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉活動を計画的に進めていくための行動計画である、「地域福祉活動計画」を同時期に策定しています。この計画は地域福祉計画で掲げる地域福祉の理念やしくみを共有し、具体的な取り組みを行うための実施計画であり、市と社会福祉協議会は相互に連携を図り一体となって地域福祉を推進していく必要があります。



3 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、住民や日頃身近な福祉の活動に携わっている地域の団体及び専門職の立場から地域の福祉に携わっている事業所などの意見を反映するため、市民アンケート調査及び事業所アンケート調査を実施し、ニーズや地域参加への意識の把握を行いました。また、各リージョンにおいて地域住民や福祉に関わる関係機関によるワークショップ形式の地域懇談会を実施し、地域福祉の推進について一緒に考える機会を設けました。

専門的な検討を行うため、学識経験者、関係機関代表などからなる東大阪市社会福祉審議会の「地域福祉専門分科会」と、公募市民などを含めた「地域福祉計画策定懇話会」の合同会議を設置し、集中的な討議を行いました。

府内組織としては「福祉推進委員会」において総合的な調整・意見集約などを行いました。

4 計画の期間

本計画は、平成26年度を初年度、平成30年度を目標年度とする5か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。